

# 新図書館等複合施設のあり方検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 高知市立追手前小学校敷地に整備を予定している新図書館、新点字図書館及び子ども科学図書館・こども科学館の機能的な配置等について検討を行うため、新図書館等複合施設あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 各施設の機能的な配置に関すること
- (2) その他必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、高知県教育長が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員会の委員は、新図書館基本構想検討委員会、新点字図書館基本構想検討委員会及び子ども科学図書館・こども科学館基本構想検討委員会のそれぞれ委員長及び副委員長の6名とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、新図書館基本構想検討委員会の委員長を委員長に同委員会の副委員長を副委員長とする。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、新図書館等基本構想策定の日までとする。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、会議を欠席する場合において意見を書面で提出することができる。
- 3 委員会は必要に応じ、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課において行う。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。